

議案第 32 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 副広域連合長
- (3) 監査委員
- (4) 選挙管理委員会委員
- (5) 公平委員会委員

第4条を次のように改める。

（費用弁償）

第4条 広域連合長等が、職務を行うために旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「旅費条例」という。）に規定する額とする。

第5条を削り、第6条第2項中「広域連合長」の次に「及び副広域連合長」を加え、同条を第5条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区 分		報酬の額	
		支給区分	金 額
広域連合長		月額	10,000円
副広域連合長		月額	8,000円
監査委員	識見を有する者	日額	8,000円
	議会の議員		5,000円
選挙管理委員会委員		日額	5,000円
公平委員会委員		日額	5,000円
その他の非常勤職員		日額	予算に定められた範囲内の額

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。